

14 こども医療費補助に係る統一的な制度の創設について

(厚生労働省関係)

要望内容

こども医療費補助に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

子どもの数の減少が相当長期にわたらざるを得ない状況下において、「少子化対策」は、あらゆる分野の政策を構成する重要な要素となっています。

現在、国におかれては、教育の分野における少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切られたところですが、医療の分野においては、国民皆保険制度の持続可能性を重視されつつも、各自治体独自の医療費補助制度を許容されていることから、自治体間で住民負担に差異が生じている状況にあります。

このような中であって、本市では、こども医療費補助制度について、受益者負担の考え方により安定的かつ持続可能な制度運営を行うため、所得に応じた負担を求めることを基本としていることから、負担の軽減を求める声が強くなっています。

こうした状況に鑑み、国におかれては、早急に、医療制度の在り方も含めて、こども医療費補助制度のあるべき姿を打ち出すとともに、こども医療費補助に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参考) 本市のこども医療費補助制度の概要

1 考え方

- 広島市としては、将来を担う子どもたちの育ちを支える「公助」を充実・強化していくために必要となる財源については、社会全体で広く薄く負担することが基本になると考えている。
- このため、経済的な理由によって必要な医療を受けられないことがないよう低所得者層の受診抑制に配慮した上で、全体として公平感が感じられるようにしつつ、世代を越え、社会全体で負担を分かち合うようにするため、受益層の中でも一定の所得のある層に対し、所得に応じた最低限の負担を求めることとした。
- 具体的には、平成 29 年 1 月から、こども医療費補助制度の見直しを行い、対象年齢を拡大(通院・入院とも未就学児までが対象であったものを、通院は小学 3 年生まで、入院は中学 3 年生まで拡大)するとともに、従来からの所得制限に加え、一部負担金額を区分する所得基準を設定し、一部負担金額を所得に応じて 2 段階としたところである。

2 見直しの内容等

○ 対象年齢の拡大

見直し前	見直し後
入院・通院とも未就学児 (発達障害児は小学 2 年生まで)	入院: 中学 3 年生まで 通院: 小学 3 年生まで

○ 一部負担金の上限の見直し

区分	見直し前	見直し後
入院	一部負担金なし	一部負担金なし(変更なし)
通院	1 医療機関等につき初診料算定時 1 日 500 円を限度 (月 4 日まで)	①保護者の所得額が基準額(※)未満の場合 見直し前と同じ (1 医療機関等につき初診料算定時 1 日 500 円を限度(月 4 日まで)) ②保護者の所得額が基準額(※)以上の場合 ・未就学児: 1 医療機関等につき 1 日 1,000 円を限度(月 2 日まで) ・小学 1~3 年生: 1 医療機関等につき 1 日 1,500 円を限度(月 2 日まで) ・第三子以降: 見直し前と同じ(1 医療機関等につき初診料算定時 1 日 500 円を限度(月 4 日まで))

※ 基準額: 扶養人数 2 人の場合: 給与所得ベースで 371 万 2 千円 (給与収入ベースで 531 万 6 千円)

○ 所得制限 (変更なし)

旧児童手当特例給付額を準用

(扶養人数 2 人の場合, 給与所得ベースで 608 万円(給与収入ベースで 808 万 9 千円))

3 見直し後の受診状況の検証

制度改正の効果等を見定めるため、平成 29 年 1 月以降、一部負担金の上限額が異なる対象者ごとの受診動向に関する実態調査を行った。その結果、所得に応じた一部負担金の設定を行っても、受診率に大きな変動は認められなかった。